

## パブリック・コメント手続を実施しない理由について

愛川町町営住宅条例の一部改正に伴うパブリック・コメント手続きについては、「公営住宅法」の一部改正に伴い、町営住宅の入居者のうち、認知症患者等の収入申告義務を緩和するための規定が整備されたことによる所要の改正であり、その改正内容は、形式的な改正又は大幅な内容の改正を伴わない場合の愛川町自治基本条例第19条2項第4号に規定する「軽微なもの」に該当することからパブリック・コメント手続を実施しないものです。